



INDEX

◇年金・国保について…P66 ◇税金について…P68

年金・国保について

国民年金

20歳以上60歳未満の人は、必ず加入することになっています。

取扱窓口 保険年金課 TEL 632-2327

第1号被保険者 農業や自営業、自由業などの人、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人、無職の人、学生。

第2号被保険者 厚生年金に加入している会社員や公務員。

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。

▶ 保険料の納め方

日本年金機構から送付される納付案内書により現金で納める方法と、口座振替・クレジット納付の方法があります。納付案内書は、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア（一部を除く）で利用できます。納付期限は原則、翌月末日です。口座振替納付は、預金通帳、通帳印、最新の納付案内書を持って、預金口座のある金融機関へ。クレジット納付の問い合わせは、宇都宮西年金事務所 TEL 622-4281へ。

申請免除 経済的な理由などで保険料を納められないときは、申請することにより所得や世帯の条件に応じて保険料が免除されることもあります。免除には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予制度があります。半額免除などの一部免除は、残りの保険料の納付が必要です。

また、免除を受けずに保険料未納の場合は、将来年金を受けられないこともあります。

学生の保険料納付特例制度 20歳以上の学生（夜間・定時制、通信制課程、1年以上の課程に在籍する各種学校の学生を含む）で本人の所得が一定以下の場合、学生を証明する書類を添付または提示して申請すると保険料の納付が猶予されます。

※免除などが承認された期間の保険料は、10年以内であれば保険料を追納することができます（3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料に一定の率を掛けた金額）。

※納付猶予制度、学生納付特例制度に承認された期間は、老齢基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、追納がない場合は年金額には反映されません。

市民の将来と健康のために必要な年金・国保です。
正しい納め方、給付をご理解ください。

▶ 給付の種類

老齢基礎年金 保険料納付期間、免除期間、学生納付特例期間などを合わせて10年以上ある人が、原則として、65歳になったときから受けられます。

障害基礎年金 国民年金に加入しているときに、病気やけがをして障がい者（国民年金法で定める障がいの程度2級以上や納付要件などの受給条件あり）になったとき、また、20歳未満の障がい者は20歳になったときから受けられます。

遺族基礎年金 一定の保険料を納めた人や老齢基礎年金を受けられる資格期間にいる人が亡くなったとき、子どもがいる配偶者や子どもが受けられます（子どもは18歳到達年度の末日までにある子、または、国民年金法で定める1・2級の障がいの状態にある20歳未満の子）。

独自給付 国民年金には、第1号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

栃木県国民年金基金

国民年金にプラスしてゆとりをつくるため、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる公的な年金制度です。対象者や内容など、詳しくは、栃木県国民年金基金フリーダイヤル ☎0120-65-4192へ。

農業者年金

取扱窓口 農業委員会事務局 TEL 632-2812

国民年金にプラスして、農業者の老後生活の安定を図るための終身年金です。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人は誰でも加入できます（要件により65歳未満も可）。原則として、65歳から受給できます。

国民健康保険

市内に住所のある人で、ほかの医療保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）または後期高齢者医療制度に加入しているか、生活保護を受けている人以外は、全て加入しなければなりません。

取扱窓口 ▶ 保険年金課 TEL 632-2316

▶ 給付

療養の給付 国保加入者が、病気やけがをして治療を受けたときの医療費は、下記の割合で自己負担、残りが国保負担となります。

自己負担分 ①小学校入学前＝2割②小学校入学後70歳未満＝3割③70歳以上75歳未満＝2割または3割（※）。

※住民税課税所得が145万円以上。

療養費の支給 ①旅行中での急病などやむを得ない理由で、保険証を提示できずに診療を受けた場合は、医療費の全額を支払うことになります。この場合、申請をすることで、保険対象の範囲で一部負担金を差し引いた額が療養費として支給されます②コルセットや治療用装具（医師の証明が必要）を作った場合、保険対象の範囲内で一部負担金を差し引いた額が支給されます③海外渡航中に病気などで海外の医療機関などで治療を受け、保険者が認めた場合は、医療保険が適用されます。

▶ 高額療養費の支給

国保加入者が、1カ月に医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担額（部屋代などを除く）が、一定基準額（自己負担限度額）を超えた場合、その差額が高額療養費として支給されます。該当する世帯には、約3カ月後に通知します。

なお、高額療養費支給申請手続きの簡素化の申し出をした人には、直接、指定口座へ振り込みます。毎月の高額療養費だけでなく、年1回の外来療養費に係る年間の高額療養費（外来年間合算）に該当した場合も含まれます。

※令和6年秋に計算される分から

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 国保加入者が同月内に同じ医療機関で治療を受けたとき、窓口で支払う金額を自己負担限度額までに抑えられる「限度額適用認定証」を、また住民税非課税世帯には食事療養費も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

なお、マイナ保険証を利用する場合、認定証の交付を受けなくても医療機関での確認が可能です。

高額療養費の貸付制度 国保加入者が通院などで病院への支払いが困難な場合、高額療養費の支給を受けるまでの間、その支払い費用の一部を無利子で貸し付けます。ただし、市税を滞納している場合は、貸し付けを受けることができません。貸付額は、高額療養費として支給される見込額の9割相当で、1万円以上です。

▶ 高額介護合算療養費制度

国保加入者の医療費と介護保険の介護サービス費の1年間（毎年8月～翌年7月）の自己負担額を合計し、一定の基準額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

▶ 出産育児一時金の支給

国保加入者が出産したときは、出産児1人に付き50万円（流産・死産でも、妊娠85日以上であれば支給）が支給されます。ただし、産科医療補償制度対象分べん以外の出産は48万8,000円の支給となります。

出産育児一時金の医療機関などへの直接支払制度 国保加入者の出産時の金銭的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、市が一時金を直接医療機関に支払う制度です。

▶ 葬祭費の支給

国保加入者が死亡した場合は、葬祭を行った人に5万円を支給します。

国民健康保険税

取扱窓口 ▶ 保険年金課 TEL 632-2320

国民健康保険税は、国保加入者の医療費などの支払いに使われる大切な財源です。納期内に、忘れずに納めましょう。

なお、介護保険制度により、40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者として、介護納付金分を医療保険分と後期高齢者支援金分に合わせて国民健康保険税として納めていただきます。納期は、第1期分が7月末日で、以降翌年2月まで毎月末の、年8期（8回）です。なお、納期限が土・日曜日、祝日などに当たる時は、翌開庁日が納期限となります。年金引き落とし以外の方は口座振替が原則です。

+ 納税義務者

世帯主が納税義務者になります。世帯主が他の医療保険に加入している場合でも、世帯員のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者です。

税金について

市税は、豊かで快適な「宇都宮」をつくるために使われています。
市税への十分なご理解とご協力をお願いします。

市民税

取扱窓口 市民税課

TEL 632-2233・2221・2214・2217

個人市民税

▶ 納める人

1月1日現在、市内に住所があり、前年中に所得があった人。市内に事務所・事業所または家屋敷がある人。

▶ 申告が必要な人

上記の「納める人」に該当する人は申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。①所得税の確定申告書を提出した②給与所得のみで、勤務先から年末調整をした給与支払報告書が提出される③公的年金所得のみ（各種控除を受けようとする人は申告が必要）。

▶ 税の内訳

均等割（均等の額を課税）＋所得割（前年中の所得に応じて課税）。

※令和6年度から、均等割と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円課税されます。

▶ 納税方法

普通徴収 市から送付される納付書や口座振替などで納付します。

給与からの特別徴収 雇用主（給与の支払者）が毎月の給与から差し引き、納税者に代わって納入します。

公的年金からの特別徴収 日本年金機構など、年金の支払者が支給する年金から引き落とし、納税者に代わって納入します。

法人市民税

取扱窓口 市民税課 TEL 632-2206

▶ 納める法人

市内に事務所や事業所などがある法人。

▶ 税の内訳

均等割（資本金等の額や従業者数に応じて算出）＋法人税割（法人の利益に応じて算出）。

▶ 納税方法

事業年度終了後2カ月以内に申告納付します。

固定資産税・都市計画税

取扱窓口 資産税課土地評価グループ

TEL 632-2249

土地調査グループ TEL 632-2248

家屋第1・第2グループ

TEL 632-2250・2254

償却資産グループ TEL 632-2259

管理グループ TEL 632-2244

▶ 納める人

固定資産税 1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している人。

都市計画税 1月1日現在、市街化区域内に土地や家屋を所有している人。

▶ 税額の算出方法

①固定資産を評価してその価格を決定します（土地や家屋の価格は、原則として3年ごとに評価替え）。

②決定した価格（評価額）をもとに課税標準額を算出

※課税標準額は、税額計算のもとになる額で、原則、固定資産税の価格が課税標準額となります。ただし、土地については、負担調整措置などにより価格と異なる場合があります。

③算出方法（税率は令和6年4月現在）固定資産税：課税標準額の合計×税率（1.4%）＝税額、都市計画税：課税標準額の合計×税率（0.25%）＝税額。

▶ 縦覧制度

固定資産税の納税者は、毎年4月に、資産税課で土地や家屋の縦覧帳簿により、市内の固定資産の価格を縦覧できます（償却資産は除く）。

▶ 新築住宅に対する減額

床面積が一定の要件を満たす住宅を新築すると、一定期間、固定資産税が減額されます。

▶ 償却資産の申告

1月1日現在の事業用資産所有状況を、その年の1月31日までに申告してください。

▶ 市に連絡が必要なとき

▼家屋の新築や増築、取り壊しなどがあったとき。

▼土地・家屋の使用状況を変更したとき。

▼市内に資産を所有している市外在住の人が転居したとき。

▼市内に資産を所有している人が海外に転出するとき。

▼土地や家屋の所有者が死亡し、すぐに相続登記ができないとき。

▼不動産登記されていない家屋（未登記家屋）の所有者が変わったとき

軽自動車税(種別割)

取扱窓口 税制課 TEL 632-2205

▶ 納める人

4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する人など。

▶ 納税方法

市から送付される納付書で納付します。

▶ 登録・廃車などの申告が必要な場合

軽自動車などを取得したとき、廃棄・処分したとき、譲渡したとき、市外に転出するとき、盗難にあったときなど。

▶ 手続き場所

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど) 税制課(市役所2階) または各地区市民センター・出張所。

軽自動車(軽四輪・軽三輪) 軽自動車検査協会栃木事務所(西川田本町1丁目2番37号) TEL 050-3816-3107

二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超) 関東運輸局栃木運輸支局(八千代1丁目14番8号) TEL 050-5540-2019

その他の諸税

取扱窓口 税制課 TEL 632-2186

事業所税、市たばこ税、入湯税、鉱産税については、税制課へお問い合わせください。

午後7時まで受け付ける業務

取扱窓口 資産税課(2階C3番窓口)

TEL 632-2244

地籍図閲覧、地籍図複写交付など。

取扱窓口 税制課 TEL 632-2187

所得証明書、課税証明書、納税証明書、完納証明書、営業証明書(法人)、固定資産課税台帳登録事項証明書(登録事項証明書、資産評価証明書、課税標準額証明書)、固定資産課税台帳無登録証明書の交付。

取扱窓口 納税課 TEL 632-2196

市税の納付も午後7時まで受け付けていますので、ご利用ください。



市税は納期限内に納めましょう

取扱窓口 納税課

TEL 632-2189・2226・2192・2196

▶ 納付方法

口座振替やスマートフォンアプリ、クレジットカード、ペイジーでのキャッシュレス納付が可能です。また、直接、納税課(市役所2階)や各地区市民センター・出張所、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納めることができます。利用可能な金融機関などについて、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 市税の納付には口座振替が便利です

申込方法

①市ホームページからWEB申し込み②直接、納税課、各地区市民センター・出張所に預貯金通帳と通帳印、納税通知書を持参して申し込み(キャッシュカードを持参して申し込む)③直接、市内に本・支店がある金融機関やゆうちょ銀行・郵便局に預貯金通帳と通帳印、納税通知書を持参して申し込み④納税課に郵送で申し込み。

▶ 納付の相談

病気や失業などの事情により納期限内に納められない場合は、ご相談ください。

▶ 滞納処分

相談なく、市税の滞納を放置した場合は、納期限内に納めた納税者との公平を保つため、また大切な税財源を確保するために、財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車など)の差し押さえなどの滞納処分を行います。

その他の主な税

+ 国税

取扱窓口 宇都宮税務署 TEL 621-2151

所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、印紙税、国たばこ税などについて

+ 県税

取扱窓口 宇都宮県税事務所 TEL 626-3003

法人県民税、事業税(個人・法人)、不動産取得税、自動車税(種別割)などについて

所得証明書・課税証明書は コンビニでも取得できます

取扱窓口 税制課 TEL 632-2187

コンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)でマイナンバーカードを利用し、証明書を取得できます。

利用時間 午前6時30分～午後11時(ただし、メンテナンス時を除く)。

利用できる場所 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど。

持ち物 利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカード(個人番号カード)。

手数料 1枚200円(窓口手数料より100円安くなっています)。

※コンビニ交付で取得できる証明書は、いずれも最新年度のみです。なお、児童手当用証明書はコンビニでは取得できません。

